

1

## ▼算定要件の要点

1. 介護保険施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設職員に対して、口腔ケアに係る技術的指導を月1回行う。
2. 入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されており、1. に掲げる歯科医師又は歯科衛生士が計画の作成にあたり助言・指導を行っている。

## ▼当院のご協力内容

- ・ 当院で口腔ケアマネジメント計画書の作成。
- ・ 月に1回のご指導はレジメでのご提出。  
(施設様の受講記録してご活用頂けます。)
- ・ 介護職員様の業務実態に合わせた指導。
- ・ 算定に必要な全書式のご提供。

2

## ▼算定要件の要点

1. 口腔衛生管理体制加算を算定していることを前提に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、対象者に対して口腔ケアを月2回以上行う。
2. 歯科衛生士が上記口腔ケアについて介護職員への技術的助言及び指導を行い、必要に応じ相談に対応する。
3. 口腔ケアを行った歯科衛生士は実地録を残し、施設はこれを保管、及び写しを入所者に提供する。

## ▼当院のご協力内容

- ・ 当院が歯科医衛生士を派遣し口腔ケアを実施することで、ご施設側は加算を算定。
- ・ 介護職員様の質疑お応えできる万全な体制
- ・ 実地を行った歯科衛生士は記録を作成提供。

1

## 介護保険施設

## 口腔衛生管理体制加算

$$\text{単位数} = 30 \text{ 単位} \times \text{入所者数} / \text{月}$$

2

## 介護保険施設

## 口腔衛生管理加算

$$\text{単位数} = 90 \text{ 単位} \times \text{対象者数} / \text{月}$$

## ◆福森歯科クリニックがご協力する加算項目◆

## 経口維持加算

$$\text{単位数} = 400 \text{ 単位} + 100 \text{ 単位} \times \text{対象者数} / \text{日}$$

3

## 介護保険施設

## ▼算定要件の要点

介護保険施設において、検査等により誤嚥が認められ、経口摂取を進めるための特別な管理が必要であると医師又は歯科医師の指示を受けたものが対象。多職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い作成した経口維持計画に基づき、管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に算定する。

## ▼当院のご協力内容

- ・ 歯科医師が経口維持加算に必要な検査を行う。(※費用はご入所者負担＝医療保険)
- ・ 歯科医師が経口維持の実地指示書を作成。
- ・ 内視鏡検査、診断結果は書面で記録・提供。
- ・ ミールラウンド、カンファレンスへの参加。
- ・ 算定に必要な全書式のご提供。

3

## 口腔機能向上加算

$$\text{単位数} = 150 \text{ 単位} \times 2(1) \text{ 回} \times \text{対象者数} / \text{月}$$

4

## 通所介護施設

## ▼算定要件の要点

口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合は、3月以内の期間に限り月に2回を限度として1回につき 150 単位を所定単位数に加算する。(介護予防は月1回限度)。

## ▼当院のご協力内容

- ・ 必要な歯科医師によるアセスメント(清掃状態・機能テスト)を歯科健診にて実施。
- ・ 口腔機能改善管理指導計画書作成のお手伝い。
- ・ 職員様向けにサービス実地に係る講習会開催。
- ・ 上記と併せてレクリエーション内容をご紹介。
- ・ 算定に必要な全書式のご提供。

4